

参考

資料2

平成29年4月7日(金)
労働条件分科会提出資料

論点（案）

- ① 時間外労働の上限規制
 - (1) 限度時間等
 - (2) 適用除外等の取扱い
 - (3) 新たな指針に盛り込むべき事項
 - (4) その他
- ② 勤務間インターバル
 - (1) 労働時間等設定改善法及び指針に盛り込むべき事項
 - (2) その他
- ③ 長時間労働に対する健康確保措置
- ④ その他

検討項目（案）

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）

7. (3) 労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化 【抜粋】
過重な長時間労働やメンタル不調などにより過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるようにし、企業における労働者の健康管理を強化する。

- ① 長時間労働者等への就業上の措置に対する産業医によるフォローアップが確実に行われるための方策

【例】

- ・面接指導等の事業者による事後措置内容を産業医による適切な把握
- ・事後措置内容を踏まえ、さらなる対応が必要な場合、産業医がその実施を求めることができる仕組みの強化

- ② 面接指導や健康診断の結果など、労働者の健康情報が適正に取り扱われ、労働者が安心して相談できるための方策

【例】健康情報の企業内での取扱ルールの明確化、適正化の推進

- ③ 労働者が事業者を経由せず直接産業医等に相談できるための方策

【例】労働者が産業医・産業保健スタッフに直接健康相談ができる環境整備や、その仕組みの労働者への周知

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）

7. (3) 労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化 【抜粋】
産業医の独立性や中立性を高めるなど産業医の在り方を見直し、産業医等が医学専門的な立場から働く方一人ひとりの健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備する。

- ④ 産業医の独立性、中立性を強化するための方策

【例】

- ・産業医が企業内で産業医学の専門的立場から、独立して職務を行いややすい仕組み
- ・産業医がより効果的に活動するために必要な情報が提供される仕組み
- ・産業医が衛生委員会に積極的に提案できることその他産業医の権限の明確化

夫は残業85時間で労災認定

100時間未満でも死む

長時間労働の是正を柱とする政府の働き方改革の実行計画がまとまりました。「歴史的な一步」と胸を張る安倍晋三首相。誰もが活躍できる社会に向け、長時間労働が染み付いた企業風土と決別できるのか。働き方改革の行方を探る。

過労死社会 働き方改革の行方

—1—

「月最大百時間未満」でした。夫の過労死認定を求める原告トピが合意。三月二十三日、働き方改革の焦点となるついた残業時間の上限が決まりました。その四日前、月八十五時間の残業でも過労死と認められる名古屋高裁の判決が確定



過労死した夫の肖像を手に、政府の「働き方改革実行計画」に賛同を表明する香織さん（愛知県安城市）（小畠明彦撮影）

妻の「過労死ライン」である残業百時間。厚生労働省は、「一ヶ月にわたる百時間か、二十六ヶ月における月八十時間を超える残業」は過労で亡くなる恐れ

があるとして、過労死認定の基準としている。

一〇一年九月、トヨタ系の工場で働いていた夫の香織さんは、心臓の病で突然死した。「主

人は仕事で死んだんだ」。

香織さんは労災を申請した

が、労働基準監督署は不認定。あきらめきれず、名古

屋地裁に処分取り消しを求

めても費らなかつたが、い

れも百時間という過労死リ

インが大きな壁となつて立

ちなかつた。

過労死と認めた高裁の判

決は、亡くなる直前の残業

を月八十五時間としつつ

も、仕事のストレスによる

うつ病で睡眠を十分に取れ

てにならなかつたとして「健康

などの人の現実の働き

方を目指してほしい」と

五年半がたつていた。

政府は二月二十八日、働き

方改革の実行計画を公表

した。「かつての『モーレ

ツ社員』という考え方自体

が否定される日本にしてい

く」。これまで言ふ所だつ

た残業時間に罰則付き上限

を設け、長時間労働是正を

宣言した。

その規制は、夫の残業時

間を上回る過労死ライン並

み。「やっぱり分かつてな

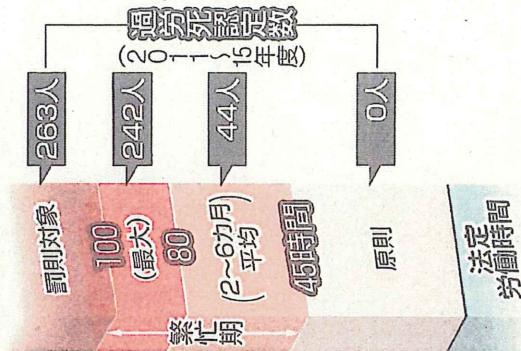
いのかな。『働き方改革』

などと口で言つただけでな

く、世間の人の現実の働き

方を目指してほしい」と

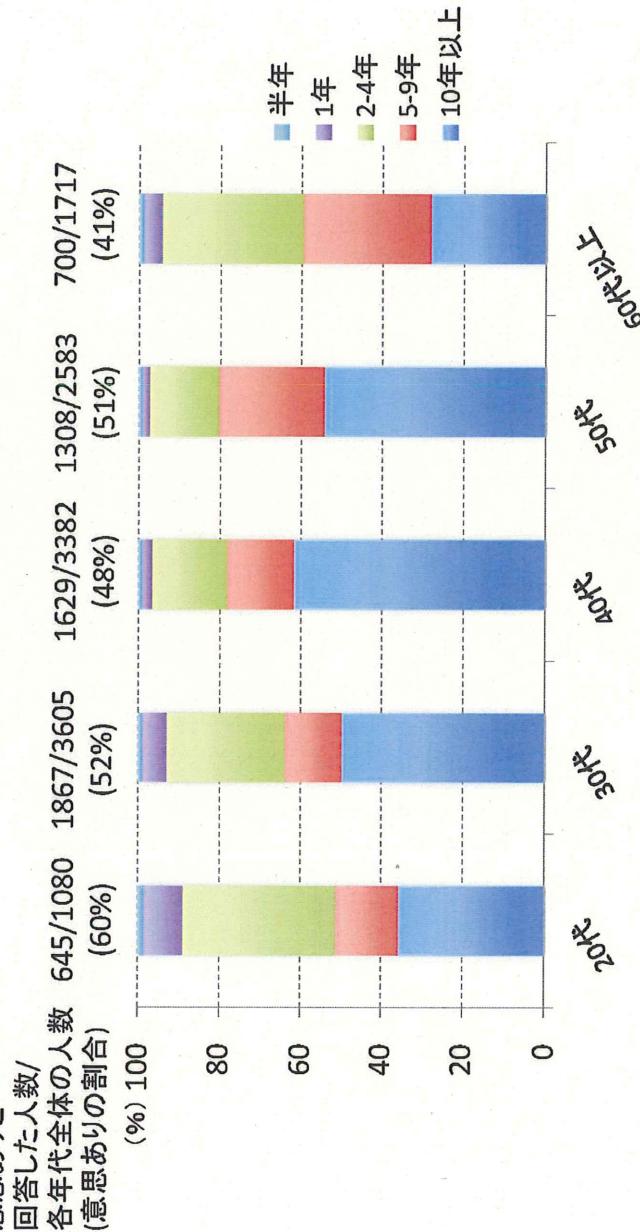
香織さんは訴える。



地方で何年勤務する意思があるか (勤務医のみ、年代別)

- 20代の勤務医のうち、60%が地方で勤務する意思があると回答。
- 地方で勤務する意思がある医師は、20代は2～4年間を希望する割合が多く、30代以上は10年以上を希望する割合が高くなる。

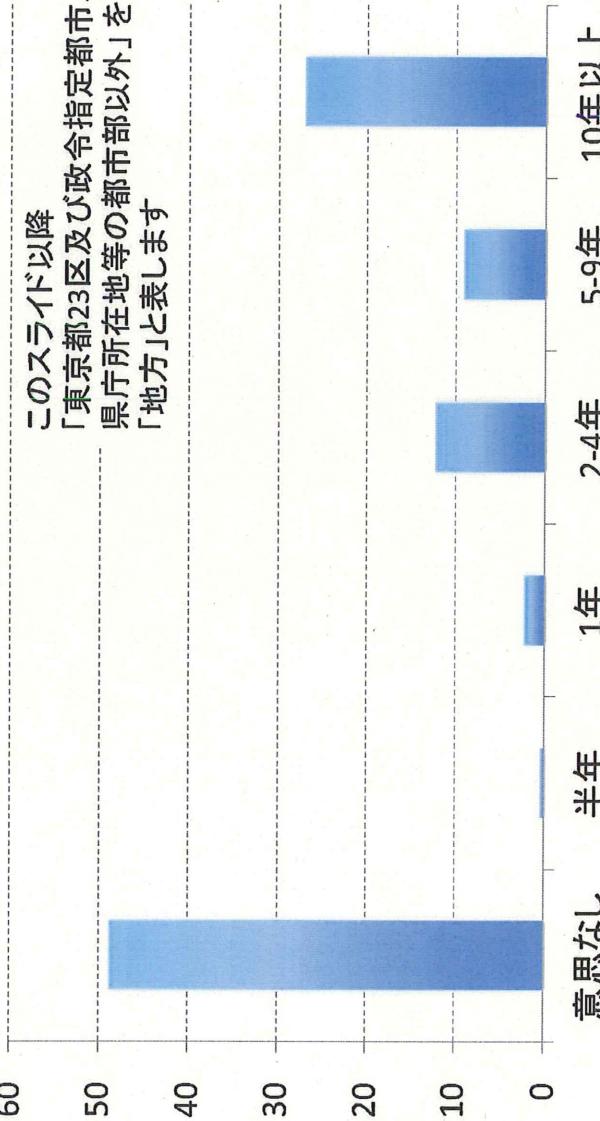
意思ありと



地方で何年勤務する意思があるか (50代以下勤務医)

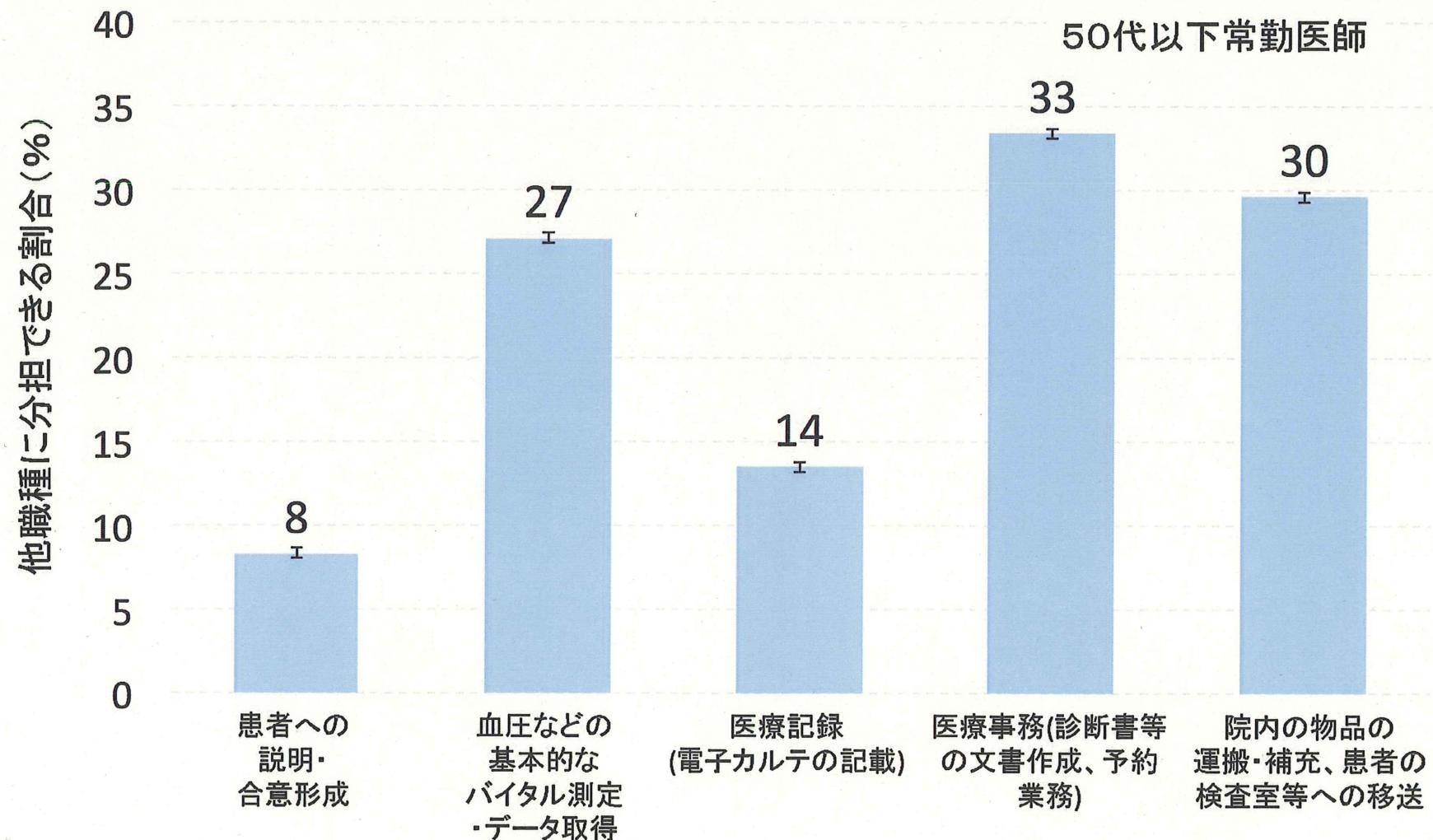
- 50代以下の勤務医のうち約半数が、今後、地方で勤務する意思がある。その期間については、半年や1年を希望する割合は低く、10年以上を希望する割合は30%近い。

(%)



他職種(看護師や事務職員等のコメディカル職種)との分担 (他職種に分担できる割合(%))

- 1日で5つの業務に費やした平均約240分のうち、20%弱(約47分)が他業種に分担可能。



様式2

医学意見の要否等に係る調査復命書

事例9

〇〇 局		〇〇 署		次長		課長		給付調査官		係長		係		復命年月日		調査官職氏名		厚生労働事務官		労災 月江	
事業の名称																愛付年月日		平成 26 年 10 月 2 日		平成 27 年 2 月 23 日	
事業場の所在		〒〇〇県◆市														請求種別		<input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他 ()			
被災労働者氏名		もとよしはるこ														電話		99 (9999) 9999		人	
職種		本省 春子														生年月日		昭和55年 11月 19日		性別 女	
疾患名及び発病時期		〔請求時〕疾患名：うつ病 〔決定時〕疾患名：F32 うつ病エビソード				本省 春子				発病日：平成25年 5月 上旬(頃) (発病時年齢 32歳)						雇入年月日		平成20年 4月 1日		平成20年 4月 1日	
現在の状況		〔生存〕死亡 (死亡年月日： 年 月 日 死亡時年齢 歳)																			
請求人の申述		平成20年4月に入社して、主に外来患者の受付や診療費の計算などの医療事務に携わっていたが、平成24年8月頃から上司である医事課長にセクシアルハラスメントを受けており、その後も平成25年2月までに4、5回、私的なメールを送られるなどとの出来事があつたことが認められる。また、法人事務局のセクシアルハラスメント相談窓口に相談したところ、職場環境が悪化したことなどが認められる。																			
事案の概要(認定した事実)		請求人は、平成25年5月16日に受診し、うつ病と診断されている。請求人の申し立てのとおり、平成24年8月頃に、医事課長から胸や尻を触られるなどのセクシアルハラスメントを受けたり、その後も平成25年2月までの間に4、5回、私的なメールを送られるなどとの出来事があつたことが認められる。また、法人事務局のセクシアルハラスメント相談窓口に相談したところ、職場環境が悪化したことなどが認められる。																			
〔調査官意見〕		本件について、下記によることとしたい																			
□ 次頁(1)の1ないし5に該当することから、本復命書を添付し(2)により専門部会の合議による意見を求める																					
□ 次頁(1)の1ないし6ないし9に該当することから、本復命書を添付し(2)により専門医の意見を求める																					
□ 次頁(1)の1ないし6ないし9に該当せず、業務による強しい心理的負荷が認められないことか、																					
□ 次頁(1)の1ないし6ないし9に該当せず、業務による強しい心理的負荷が認められないことか、																					

出典：厚生労働省「精神障害の労災認定実務要領」(2015年10月)